

■はじめに

御堂筋まちづくりネットワークでは、御堂筋沿道の魅力向上に向け、官民連携のもとエリアマネジメント活動の推進に向けた各種取組みを進めている。

平成26年1月に、**大阪市により「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区-ver.1-」が策定**され、地域のめざす将来像として「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」というコンセプトが共有された。また、同ガイドラインは「**将来的には地元組織等により運用する**」ことも想定されている。

本地域ルールは、「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、**広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定**することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的としている。



＜地域ルールを検討していく際の視点＞

- ガイドラインの詳細化により、判断基準を明確化
- 地域での合意形成を図るための事例・イメージ共有

＜地域ルール策定の取り組み方針＞

- 地域ルール運用の枠組みを整理する
- 市の指導・運用実態を地域と共有する
- 地域ルールとして明文化する

現状を維持するだけでなく、将来的な、御堂筋のあるべき姿を見すえた、地域独自の創造的なルールづくりも視野に入れ、検討を進めていく。

■御堂筋エリアの将来像（淀屋橋～本町区間）*ガイドラインより

- コンセプト：**上質なにぎわいと風格あるビジネス地区**
- まちなみ創造の方針：
 - 【**風格**】 ①**風格あるビジネスゾーンの形成**
 - 【**にぎわい**】 ②**上質なにぎわいのあるまちなみの形成**

■御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

【低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出】

- 素材【2.2.2】** 壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とする
- 色彩【2.2.3】** 自由な色遣いを許容するが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮する
- 広告・サイン等【2.2.4】**

・チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗となるよう例えば次のようなことに配慮する
 (例) 使用する色の明度・彩度を抑える
 サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす
 企業カラーの掲出範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する

【広告・サイン等の取扱い】

●**暫定利用、イベント対応時の特例【2.6.2】**

・暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を緩和できることとする

●**デザイン、掲出方法の工夫【2.6.3】**

・情報伝達手段である広告やサインは、必然的に人目につきやすいことが求められるが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズ等を周囲から「際立たせる」ことに偏る、またその行為が近隣で反復されると、必要な情報がうまく伝わらなくなったり、乱雑な景観につながることもある
 ・広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができる。デザイン性を高め人目を引きつける、掲出方法にルールを設けてすっきりさせ人目に付きやすくする、という発想にたち、質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつっていけるよう、各事業者・設置者がデザインや掲出方法を工夫する

●**低層部では広告・サインを積極的に許容【2.6.1】**

- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本とする。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するものはこの限りではない。
- ・御堂筋に面する建物において、ビル名など更新頻度の少ないものは、中長期的に各ビルで揃えていくことをめざし、基壇部の上部に表示することを検討する
- ・テナント名などの表示方法は、表示方法や位置がテナントごとにばらばらにならないよう、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討する（足元に集約して設置するなど）

		中高層部	低層部（2階以下）
基準	建築物の名称等を表示するもの		自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの
	建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可能とする
	屋上に設置するものは不可		-
	点滅又は回転等をしないもの		
	標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける		
	-		地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	外壁面からの出幅は30cm以下	表示面積等の制限は設けない
	建物から突出するもの（そで看板等）	御堂筋に面する建物への設置は不可 御堂筋以外の道路に面する建物への設置は可能とするが、建築物の名称等に限り、広告物の突出幅は1m以内とする	店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバーについては設置可
	地上に設置するもの	-	高さ5m以下。一の表示面積は2.5㎡以下。原則、4以下。
表示面積の算定方法	個々の広告物ごとにその面積を算定		
	壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積		
	集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計		

御堂筋本町北地区 ～広告・サインの地域ルールについて～

■ ルールを適用する対象

カテゴリ	対象	協定
屋上に設置するもの	-	-
壁面に掲出するもの	ビル名・テナント名等	第7条
	壁面広告	
建物から突出するもの	バナーフラッグ	第8条
	袖看板（プラケット）	
	オーニング	
窓面（ガラス面）に掲出・設置するもの	ガラス面に直接貼り付けるもの	第9条
	ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示するもの ※景観への影響は屋外広告物と同等のため対象とする	
地上に設置するもの	案内板・サイン	第10条
期間限定広告物	暫定利用・イベント対応時	第11条
その他	デジタルサイネージ・バラソル・街路灯バナーフラッグ 自動販売機・車体広告・工事用仮囲い	-

■ ルールの基本的な考え方

対象の分類	特色
主に低層部に配置されるもの ・壁面広告 ・窓面広告、ウィンドディスプレイ ・袖看板、バナーフラッグ、オーニング等	・歩行者の目線に近いもの ・期間限定でPRするもの ・面積が大きくなりにくいもの
主に中高層部や、通りと直角に配置されるもの ・中高層部のビル名、テナント名 ・壁面広告 ・袖看板、バナーフラッグ	・遠方から視認しやすいもの ・繰り返し配置されるもの ・面積が大きくなりやすいもの ・人目を引きやすいもの
来街者の利便性に資するもの ・低層部のビル名、テナント名、壁面広告 ・案内板、集合サイン等	・歩行者の目線に近いもの ・歩行者の認知を助けるもの

重視する視点	ルールの基本的な考え方
にぎわいを演出する	・建物内と通り双方の見通しを確保する ・商品等の直接的、過剰な表現を避ける ・圧迫感の強い高彩度の利用は抑える ・期間限定広告物、デジタルサイネージについて、将来的に運用が可能となるような方策を検討する
景観を整える	・掲出位置、大きさ、形状を整える ・周辺との調和に配慮する ・大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する
分かりやすくする	・目につきやすい場所に設置する ・歩行者の妨げにならないよう配慮する ・掲出数や情報量を抑える ・複数設置する場合は統一したデザインとする

■ 検討を深める個別項目

サインの色彩・大きさ

低層部におけるビル名・テナント名等のサインは、来街者の認知をサポートし、企業と顧客のアイデンティティの共有につながるものでもある。

【現状】
・原則、切文字として指導。高彩度の利用を抑えるため、彩度6を超える場合は色の反転表示や、バックパネルを設置する場合は、パネルの大きさの1/5以内での掲示範囲を指導。

【地域ルールの考え方】
●良質なデザインとすることを前提に、具体的な数値基準を設定、運用していく
一文字の大きさ: 40cm四方以下
バックパネルの面積: 10㎡以下
彩度6を超える色彩の面積: 2.5㎡以下

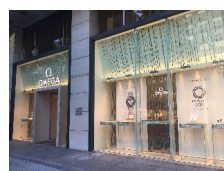


窓面（ガラス面）利用広告物

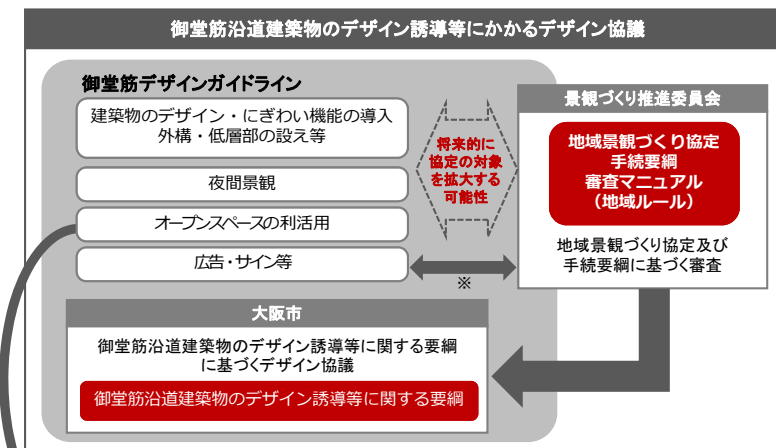
窓面内外に関わらず景観への影響は同等のため、基準は必要だが、歩かしみやにぎわい創出に資するものを誘導したい。

【現状】
・低層部壁面はガラス主体の透過性のある構成を誘導している。ガラス面内側については屋外広告物に該当しないが協議対象となっており、切文字のみ可として運用。

【地域ルールの考え方】
●原則切文字として見通しを確保
●内側に近接して掲出し、沿道の通行者に向けて掲出するものは、形状や掲出位置を揃え、色彩等に配慮することを前提として、パネルやウィンドディスプレイのような装飾的な工夫を認めていく



■ 御堂筋デザインガイドラインの運用について



ガイドラインの方針の実現

※当面は御堂筋デザインガイドラインに基づくデザイン協議と地域景観づくり協定に基づく審査を並行していくことになるが、将来的には、景観づくり協定に移行していくことが想定される。

地上広告物の設置

大規模複合施設の場合、案内板に掲出する情報量が多くなり、1つにまとめると過大で分かりづらくなるため、適切な大きさ・情報量で分節し、複数でひとまとまりの案内版を構成する。

【課題】
・良質で統一したデザインとし、一体的かつコンパクトに配置した場合は、1の広告物と見なすことも検討したい

期間限定広告物の掲出

地域のにぎわい創出を図るため、地域イベントの開催と連携した期間限定広告物により、歩かしみを創出したい。

【課題】
・一般的な期間限定広告は重点届出区域の規定を参照。地域イベントとの連携広告については、ガイドライン「暫定利用・イベント対応時に限り設置基準を緩和する」に基づき柔軟な運用を検討したい
※壁面後退部分の使用行為に伴うもの。オータムギャラリー等

デジタルサイネージ

来街者の利便性や地域のにぎわい創出に資する情報を発信できる。不揃いなポスターや看板より整った印象を与えられる。

【課題】
・重点届出区域では原則サイネージを設置できないが、特定の区域では設置基準を満たせば設置が認められる。本区域においても特定区域を参考とし、将来的に運用していける方策を検討したい

壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱に基づく協議

壁面後退の使用行為に関する事前協議要綱

大阪市

壁面後退部分の使用行為に関する審査要領に基づく審査

壁面後退部分の使用行為に関する審査要領（自主ルール）

壁面後退部分 トータルデザインの方向性

壁面後退部分活用委員会

壁面後退部分の使用行為にかかる事前協議

御堂筋本町北地区
広告・サインに係る地域ルール（素案）
【地域景観づくり協定（案） vol.2】

第1条 目的

本ルール（以下、「本協定」という。）は、「大阪市景観計画（2017年変更）」ならびに「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区－Ver.1（2014年1月策定）」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。

第2条 対象区域

本協定の対象となる土地の区域（以下、「本協定区域」という。）は、大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域とする。

第3条 まちづくりの方針

本協定区域内では、広告・サインの設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるわかりやすさとにぎわいを演出するとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

- にぎわいを演出する： 上質なにぎわいを演出するよう、節度あるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。
- 分かりやすくする： ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとって分かりやすいサインとする。
- 景観を整える： 人目に付きやすい広告・サインは、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

第4条 対象行為等

- ・本協定を適用する対象となる広告・サイン（以下、「広告物等」という。）は、建築物等に設置するもの並びに建築物低層部（2階以下。以下同様。）の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して掲出するものとする。
- ・本協定の協議対象となる行為は、主に民間敷地内において、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。

第5条 設置基準

前条に定める広告物等について、ガイドラインを遵守するとともに、以下の基準を設ける。本基準は、公共空間から沿道の建物内部を含む御堂筋全体としての見え方やまちなみ景観のあり方を踏まえて、第13条に基づく協議やデザイン審査を行ううえでの判断基準をまとめたものである。

第6条 広告物等の意匠等

- ・ 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・ 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避ける。
- ・ 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。
- ・ 色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

第7条 建物壁面に掲出する広告物等に関する基準

- ・ 自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- ・ 周辺建物の掲出方法も参照し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ・ ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- ・ 低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

第8条 建物から突出する広告物等に関する基準

(1) 共通基準

- ・ 店舗等の名称を表示するもの、及び第11条に規定する期間限定広告とする。
- ・ 建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- ・ 複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。

(2) バナーフラッグに関する基準は次の通りとする。

- ・ 歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- ・ まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。

(3) 袖看板（ブラケット）広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・ 設置数を抑えるとともに、設置高さや位置を揃える。
- ・ 突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。

(4) オーニングに関する基準は次の通りとする。

- ・ 広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程度の記載を基本とする。
- ・ 歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- ・ 汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。

第9条 ガラス面を利用又は室内側に近接して掲出・設置する広告物等に関する基準

(1) ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・ 形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- ・ 切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。

(2) ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・ 室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- ・ 建物ファサード全体での調和に配慮する。
- ・ パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- ・ 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- ・ やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

第10条 地上に設置する広告物等に関する基準

(1) 案内板・集合サインに関する基準は次の通りとする。

- ・ 建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げとならないよう配慮する。
- ・ ヒューマンスケールを超えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- ・ 施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

第11条 期間限定広告物等に関する基準

- ・ 暫定利用やイベント対応時の広告物等については、第5条から第10条に規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。

第12条 委員会の設置

- ・ 本協定の円滑な執行と適切な運用を図るため、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク内に、「御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設ける。
- ・ 委員会は、下記の業務を行うものとする。

- ①本協定の協議対象となる案件の審査、承認
 - ②本協定書の見直し案の作成
 - ③本協定書の運用に際して必要な各種規定や審査マニュアルなどの作成、見直し
 - ④その他、本協定書の目的実現に必要な事項
- ・委員会の組織や協議の実施については、別途規定に定める。

第13条 本協定に基づく協議

- ・本協定区域内において、本協定第4条に規定する行為を行おうとする者は、本協定の目的や基準に即して広告物等を計画し、あらかじめ委員会に届出を行うとともに、必要な協議を行うものとする。
- ・詳細な手続きについては、別途規定に定める。

第14条 土地所有者等の義務

- ・本協定区域内の土地所有者等は、区域内に有する土地の所有権又は建築物等の所有を目的とする地上権や借地権を、他の者に移転した場合には、本協定の内容について、移転後の土地所有者等に周知し、承継させなければならない。
- ・土地所有者等は、所有する土地や建物の部分を占有する第3者に対して、本協定を遵守させるよう努めるものとする。

第15条 有効期間

- ・本協定は、景観条例第40条第5項の規定による大阪市長の認定の公告があった日（以下、「認定日」という。）から効力を有し、有効期間は認定日から起算して10年間とする。
- ・前項に定める有効期間内に、本協定区域内の土地所有者等の過半数による異議申し立てがない限り、本協定は有効期間満了の日の翌日から起算して10年間更新されるものとする。

第16条 変更又は廃止

- ・本協定を変更又は廃止しようとする場合は、本協定区域内の土地所有者等の総数の過半数の同意を得て、景観条例第41条第1項に基づき大阪市長に届出なければならない。

第17条

- ・本協定に規定するもののほか、本協定の運用等に関して必要な事項は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークが定めるものとする。

【区域図：本協定の対象となる区域】



【別表】

・本協定の締結者（土地所有者等）

協定締結者	法人の場合代表者氏名	住所

(参考)

大阪市都市景観条例第 39 条第 2 項に規定された項目	該当条項
(1) 地域景観づくり協定の名称	タイトル
(2) 地域景観づくり協定の対象となる区域	第 2 条・別図
(3) 地域景観づくり協定の目的	第 1 条
(4) 建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項	第 5～11 条
(5) 地域景観づくり協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	別表
(6) 地域景観づくり協定を締結した者の代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	別表
(7) 地域景観づくり協定の有効期間	第 15 条
(8) 地域景観づくり協定の変更又は廃止の手続	第 16 条
(9) 前各号に掲げるもののほか、地域景観づくり協定の運用に関し必要な事項	第 12～14 条

御堂筋本町北地区
広告・サインに係る地域ルールに係る手続要綱について
(主な項目案)

第1 目的

- ・広告サインに係る地域ルール（以下、「本協定」という。）を、御堂筋まちづくりネットワークが主体となって運用するために必要な事項を定める。

第2 手続き概要

- ・本協定第4条に規定する行為を行おうとする者は、大阪市へのデザイン協議申出ならびに広告物等の設置工事に先立って、本協定第12条に定める委員会に申出を行い、その審査を経なければならない。（ガラス面の室内側に近接して広告物等を掲出する場合を含む）
- ・申出者は、ガイドラインの申出主体、もしくは当該広告物等の所有者・設置者とする。
- ・委員会は、申出を受けた計画内容に対して、必要に応じて事務局を通じて、ヒアリングや事前協議等を行い、審査を実施する。

第3 申出・必要資料

- ・申出者は、大阪市に申出書を提出する前に相応の期間をもって、次に掲げる書類を委員会事務局に提出する。

資料	内容
①付近見取り図、配置図	縮尺（1/1000以上）、方位や道路、建物の位置、目標となる地物等を記載する 広告物等の設置位置を示したもの
②立面図	縮尺（1/200以上）、立面図等に広告物等の設置位置を示したもの
③広告物意匠図	広告物等の表示面積、大きさ、仕上げ材料および色彩等を示したもの
④委任状等	手続き等に関して、代理人を委任する場合

- ・上記の他、ヒアリングや事前協議に際して、委員会事務局が必要と認めた資料を提出する。

第4 審査

- ・委員会は、申出のあった広告物等の計画に対し、本協定並びにマニュアルに基づいて審査を行う。

- ・委員会は、審査の結果、必要に応じて計画内容の見直しを求めることができる。
- ・委員会において審査が完了した際に、結果を書面で通知するとともに、大阪市へのデザイン協議申出に際して、当該申出書に審査を経た旨を記載する。

第5 審査委員会

- ・委員会は、第12条に規定する業務を行う。
- ・委員会の委員は、対象区域内の敷地又は建築物の所有者とする。
- ・委員会には、委員長、副委員長をおく。
- ・委員会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- ・アドバイザーは、委員会の求めに応じて、委員会への出席や委員会の運営に必要な助言を行う

第6 協定ならびに各種規定の策定ならびに変更

- ・本協定の見直しを行う場合は、委員会において、変更案を作成し、あらかじめ、大阪市と協議を行うものとする。
- ・委員会事務局は、大阪市との協議を経た協定書の変更案について、第16条に基づく手続きを行うものとする。
- ・委員会事務局は、各種規定や審査マニュアル等を定めようとする場合、ならびに変更する場合は、その案を作成し、あらかじめ、大阪市と協議を行うものとする。
- ・委員会事務局は、大阪市との協議を経た各種規定等の案やその変更案について、御堂筋まちづくりネットワークガイドライン推進部会の決議をへて承認するものとする。
- ・委員会事務局は、協定書、各種規定等を策定又は変更を行った場合、対象区域内の地権者に周知徹底する。

第7 その他

- ・本協定の運用開始当初段階における、デザイン協議との関係や協議の進め方については、関係者間において協議調整の上実施する。

同意書(案)

私は、御堂筋本町北地区において、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を目的として、大阪市都市景観条例第39条に基づく「地域景観づくり協定」を締結することについて同意します。

この表現を含め、本様式はあくまで参考です

A4サイズでプリントしてください

【区域内の土地・建物等に関する権利の区分】

※該当するものを明示してください

- 土地の所有者(大阪市都市景観条例第2条に基づく土地所有者等)
- 建物の所有を目的とする地上権を有する者(大阪市都市景観条例第2条に基づく土地所有者等)
- 建物の所有を目的とする賃借権を有する者(大阪市都市景観条例第2条に基づく土地所有者等)

・同意書は建物を基準とした区域ごとの作成を想定していますので、複数の同意書の提出が必要になることがあります。
・土地所有者と建物所有者が異なる場合は、別の同意書となります。

令和 年 月 日

所在・住所

名称・氏名 (印)

【区域内の権利に係る土地・建物等の概要】

〈土地の概要〉

所在・住居表示			地番	登記面積	備考
大阪市中央区	丁目	番	番	m ²	
			番	m ²	
			番	m ²	
			合計	0 m ²	

土地所有者、建物所有者にかかわらず、土地、建物両方の情報を記載

〈建物の概要〉

家屋番号	ビル名称	延べ面積	階数	備考
●	●	m ²	階	

E1、W1など整理上適当な区域名称をつける

区域	権利
E 01	